

議案第41号

西脇市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年5月30日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機による課税証明書の交付の導入に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市手数料条例の一部を改正する条例

西脇市手数料条例（平成17年西脇市条例第92号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
改	正	改	正
別表（第2条関係）			
手数料を徴収する事務		金額	
(略)		(略)	
租税及び公課に関する証明（次項に掲げるものを除く。）	1件につき 300円 (課税証明について、多機能端末機（西脇市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、証明書を自動で交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により交付する場 合にあつては、250円)	租税及び公課に関する証明（次項に掲げるものを除く。）	1件につき 300円
(略)		(略)	
印鑑登録に関する証明	1件につき 300円 (多機能端末機により交付する場合に あつては、250円)	印鑑登録に関する証明	1件につき 300円 (多機能端末機（西脇市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であつて、印鑑の登録を受けた者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書等を自動で交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により交付する場 合にあつては、250円)
(略)		(略)	

附 則

この条例は、令和5年12月1日から施行する。